

釜石市経営支援給付金

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても事業を継続できるよう、売上げが減少している事業者に対し給付金を交付します。

1. 給付対象事業者

県が実施し、釜石商工会議所等が申請窓口となっている

「地域企業経営支援金(令和3年度事業)(以下「県支援金」)」の支給決定を受けている市内に事業所を有する事業者

(県) 地域企業経営支援金

● 対象業種

卸売業、飲食業、小売業、サービス業

● 売上減少要件

令和3年4月から令和4年3月の期間の売上について、次のいずれかに該当していること。①いずれか一月の売上が前々年同月(令和元年)と比較して50%以上減少している方、②いずれかの連続する3か月の売上の合計が前々年同期と比較して30%以上減少している方

ホームページは

こちらから



2. 給付額

1店舗あたり上限**10万円**

※店舗を複数経営している場合、卸売業・宿泊業を営んでいる場合など

給付金額の算定方法の詳細については申請書兼請求書の記入例をご確認ください。

3. 必要書類

- ① 給付金申請書兼請求書、誓約書
- ② 「地域企業経営支援金」の申請書類(様式第1号、別紙1)の写し
- ③ 「地域企業経営支援金」の支給決定通知書の写し

4. 申請方法

- ① 申請書を市ホームページ、市商工観光課、各地区生活応援センターで入手
- ② 申請書に必要事項を記入し、必要書類を揃える
- ③ 申請書、必要書類を下記提出先または各地区生活応援センターに提出

5. 提出先

〒026-8686 釜石市只越町3-9-13 第3庁舎1F 商工観光課

6. 申請期間

令和3年10月1日(金)

～令和4年**2月28日(月)**

※申請締め切り日が県支援金と異なりますのでご注意ください。

ホームページは

こちらから



お問い合わせ：市商工観光課 商工業支援係 ☎27-8421